

令和2年8月25日
茨城県産業戦略部産業政策課

中核的支援機関の名称の変更について

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構から、下記のとおり、令和2年8月24日付けで中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第68条第5項の規定による変更の届出があったので、同条第6項の規定に基づき公表する。

記

1 変更の内容

中核的支援機関の名称変更

変更前：公益財団法人茨城県中小企業振興公社

変更後：公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構

2 変更の理由

公益財団法人茨城県中小企業振興公社が吸収合併されたことに伴い、存続法人である公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構に名称を変更するもの